

差出人: 大和@産業医大 yamato@med.uoeh-u.ac.jp

件名: 【産業医大タバコメルマガ201022】 1) 日本公衆衛生学会「第一種施設の禁煙化」、2) 北九州「市政だより」、3) 仙台市官庁街の公園が喫煙所に

日付: 2020年10月22日 12:13

宛先: 大和大学メアド yamato@med.uoeh-u.ac.jp

大和

159自治体を含む3856名のタバコ対策担当者様、EBTC会員、名刺交換・講演・原稿依頼をされた方へ 3201-3856

産業医科大学 大和より（知人への転送・拡散・紹介歓迎。不要の方は「不要」とお返事下さい）

1) 日本公衆衛生学会、リモートシンポジウム、2020年10月20日

大和の発表スライドをアップしました（音声入り）。

www.tobacco-control.jp/slides/slides.htm

「第一種施設（大学、病院、行政機関）の受動喫煙防止対策の状況」

沖縄県北部保健所の調査結果「トップが喫煙すると敷地内禁煙の妨げになる」

というデータも入っておりますので、ご覧下さい。

2) 北九州市「市政だより」2頁を大きく使って改正健康増進法をアピール

全戸に配布される市政だよりに「新ルール」が紹介されました（添付）。

3) 今朝のワイドショー、仙台市の公園が喫煙所に（羽鳥慎一のモーニングショー）

宮城県庁、仙台市役所、国の合同庁舎に囲まれた勾当台公園が昼休みになると煙モクモクになり、市民が困っている、という内容でした。

13時になると誰も居なくなる状況から、周囲の公務員が喫煙しているのでしょうか。

子どもを連れてきたお母さん達は「煙を吸わせたくないのを避けています」とコメント。

市民サービスの公僕が、市民に迷惑・危害を加えていることになります。

実は、事前に以下のコメントとスライドをテレビ局に提供していたのですが、

現状と掛け離れているので、放送されませんでした。

「改正健康増進法では、屋外でも配慮義務がある」

「公園は子どもを連れてきた家族も行く場所」

「風下25メートルで受動喫煙」

「全面禁煙しかない」

仙台市の解決策は一つだけ。公務員は公園で吸ってはならない、とルール化すること。

健康増進法では「屋外でも受動喫煙に配慮する」ことが求められています。

帰宅するまでタバコは我慢すればいいのです。ビールと同じです。

自宅では吸わせて貰えないでしょうから、禁煙外来へ行こう、という公務員が増えるでしょう。

@@

807-8555 福岡県北九州市八幡西区医生ヶ丘1-1

産業医科大学 産業生態科学研究所 健康開発科学研究室 大和 浩

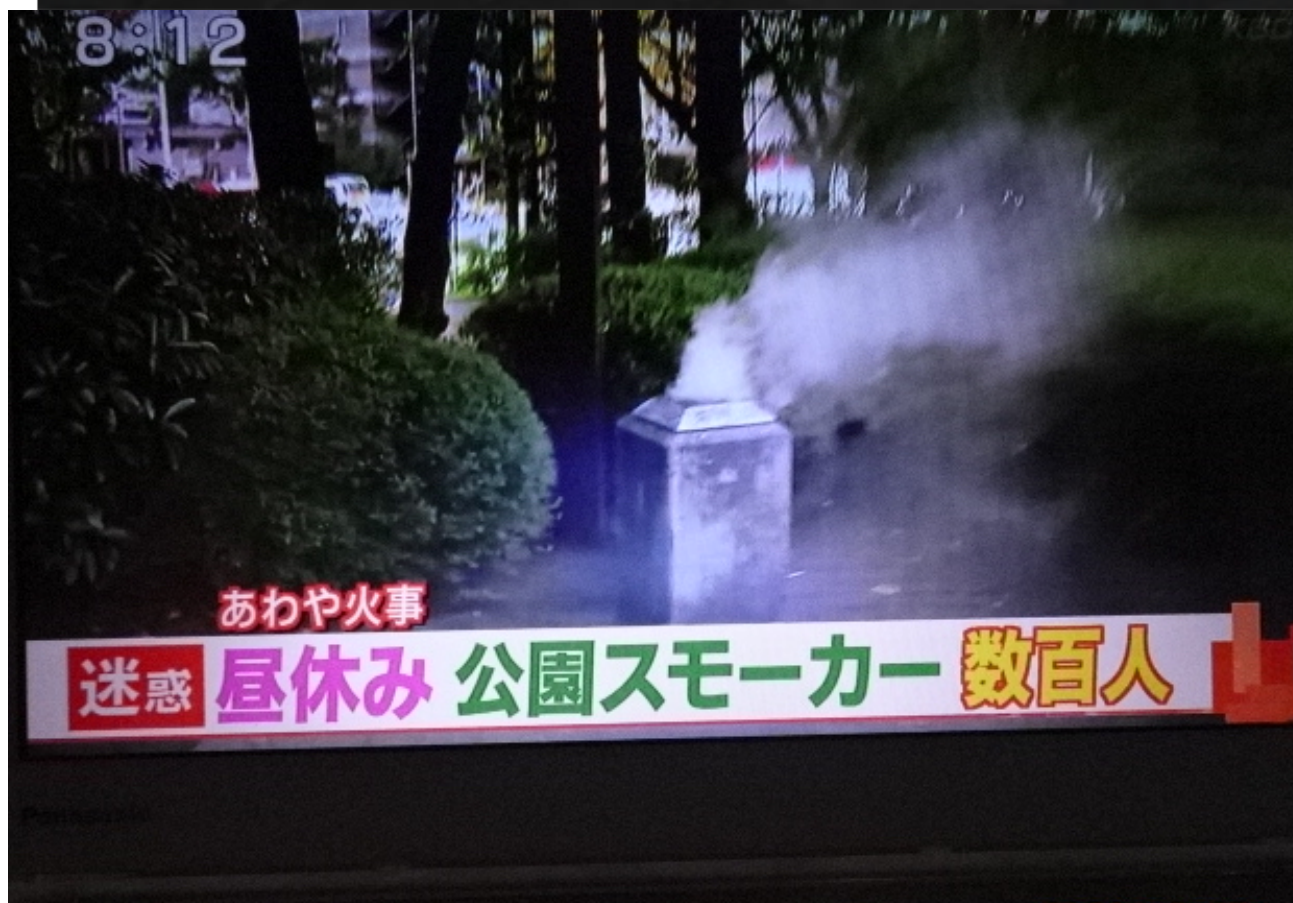
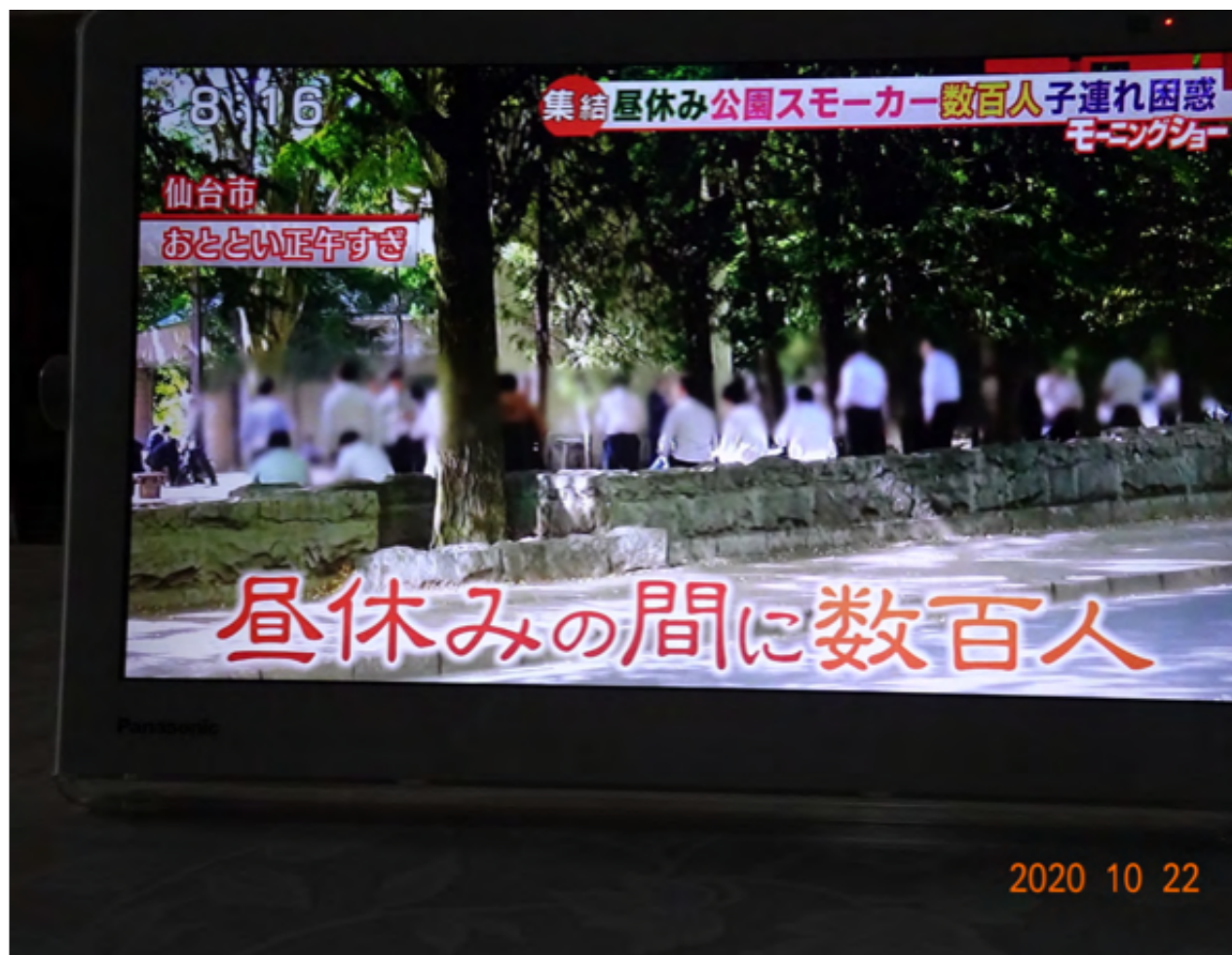
3日経っても返信がない場合、リマインドメールをお願い致します。

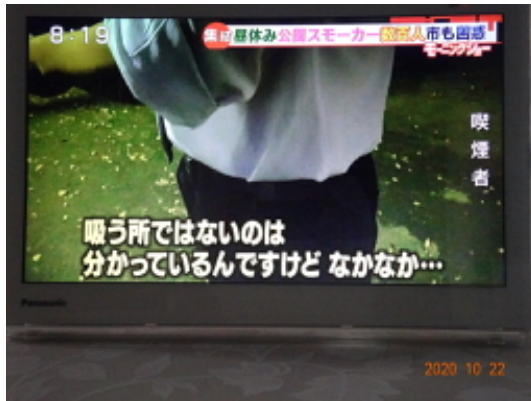
ダイヤルイン：093-691-7473

ホームページ：<http://www.tobacco-control.jp/>

無煙ニュース：<https://www.mag2.com/m/0001691332>

禁煙の教科書：<https://workplace-kinen.t-pec.co.jp/>





200915_北九州市
_市政だ...ed.pdf

